

平成30年度第2回宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

第1 日時

平成31年2月12日（火）午後2時から午後4時まで

第2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所中会議室（新館2階）

第3 出席者

1 委員（敬称略・五十音順）

朝日晴彦，岩井伸晃，大木一俊，片山直城，見目明夫，高橋 茂，田崎俊夫，
寺山厚子，成田律子，蓮田哲也，檜原貞亮，松村 誠，矢倉亜希子

2 事務局

及川裕康（首席家庭裁判所調査官），大野正明（首席書記官），星 正一（訟
廷管理官），吉田圭佑（主任書記官），川瀬弘之（事務局長），扇 一雄（事務
局次長），深田優子（総務課長），蛭名勇太（総務課課長補佐）

第4 議事

1 新任委員の自己紹介（朝日委員，高橋委員，成田委員，蓮田委員，矢倉委員）

2 委員長の選任

委員の互選により，岩井委員が委員長に選任された。

3 「来庁者の安全確保と障害者配慮」の概要説明等

(1) 「来庁者の安全確保について」裁判所からの説明（概要）

(2) 「障害者配慮について」裁判所からの説明（概要）

4 意見交換

（発言者：□委員長，○委員等，◇事務局）

□ 来庁者の安全確保と障害者配慮につきまして，少し分けて御意見を伺わせて
いただきたいと思います。まず，来庁者の安全確保に関して，自治体等
においていろいろな取組がなされていると思いますが，そのような視点から今

日の説明をお聞きになっていかがでしょうか。

- 御説明の中で、何かトラブルになりそうなときにはあらかじめ準備されているというお話がありました。突発的に誰かが暴れたというようなケースがあると思います。そのような場合は110番をすることになるのでしょうか。
- 基本的にはそうだと思います。あらかじめ警察に対し要請を依頼するかもしれない旨、予告している場合もありますし、そうでなく突発的な状況に鑑みてこれは110番せざるを得ないということで警察に要請する場合など、ケース・バイ・ケースであると思います。
- 110番をする頻度はどれくらいですか。
- ◇ 警察に派出依頼をするケースは年に数回程度あります。また、例えば調停の当事者等がこの庁舎から帰らないというような場合に警察の派出依頼を検討したこともあります。
- 企業では、どのような取組をされているのでしょうか。
- 今企業でも、商工会議所が旗振り役として様々な事態が生じても業務が続けられるようにという観点で、危機管理も含めたBCPを策定しています。ただ、体系的にきっちりやるというよりは、皆さん経験則やテレビその他のニュース等で一定の危機なりを想定して考えていらっしゃるようなところがあります。ですから、きっちりとした計画、体系みたいなものを一度定めてみるのが出発点だろうということで、策定の支援みたいなことは行っています。今の時代というのはいろいろ権利を主張したり激高するといった感情的な方が増えたり、想定していないようなことが実際に起きていますので、今日お聞きしたように様々なことを想定して準備をしているということは大変勉強になりました。現場で実際に起きることはまさに想定外であり、決まった方が決まったように動けるような状況ではないので、柔軟性が求められると思います。訓練ではあなたがここへ行ってこうして、あなたはここへ電話をかけるという訓練をやるのですが、実際起きたときは1人が全部やらな

ければならないし、私は担当じゃないという人のところで起きるかもしれませんが、そのような柔軟性を持たせることが想定外を少なくするのかなと思います。

- 医療機関では相当色々なことを想定して取り組んでいるのでしょうか。
- 精神科の病院ですが、実は意外とないです。外来患者の調子が悪くて大きな声を上げるということはあるのですが、手まで出るというケースはほとんどありません。大きな声を待合室などで上げているとすぐにわかりますので、外来の看護スタッフや私なども直接対応に出ますが、病気でそういうことになっているものですから、ある程度の対応をすると少し落ちつかれたり、別の診察室へ連れて行って少し休憩いただくとか、その場でお薬を飲んでいただいたりとか、そのようにしてどちらかというと簡単に収まります。慣れてしまうとまた誰か騒いでいるなぐらいのところで終わってしまうというのが現実です。それ以外では、窓口対応で実際に私に対応したケースというのはゼロに近いです。患者さんやその家族の中でいわゆるクレーマー的な方というのは、実は精神科の病院では非常に少ないので、今のところ事例はほとんどありません。病棟内では、不調な方が暴力行為や威嚇的な言動に及ぶということは当然ありますが、そういう方の場合にはこちらでも常時、観察して状態を把握していますので、個室なりに隔離する形をとり、ほかの患者や面会の方との接触がないようにしています。各診察室ブースには緊急時に押すブザーが設置されてはいますが、使ったことは一度もありません。
- メンタルな要因から激高するなど不安定になる方への何か対応の留意点は、ございますか
- 相手が興奮していますので、こちらは興奮しないように、どうしたのとやわらかく接して、正面切って相対しないようなやり方をしています。
- それは、精神科医の方のみならず、看護師やほかの職員の方もそうしているのですか。

- もちろんそうです。相手が興奮していて、こちらもそれに対して強硬な態度で出るといことは決してしないようにしています。こちらはあくまで柔らかく接して、相手の方には落ち着いていただけるような、そういう対応を心がけています。
- 検察庁でもこういった問題には知見の蓄積がおりかと思いますが、いかがでしょうか。
- 検察庁の警備システムとしては、まず1階の受付で対応し、また主要な執務エリアについてはICカードが無いと立ち入ることができないので、基本的にはそれで部外者の立ち入りを排除することは可能です。時間外については正面玄関は閉まっており、裏口のほうはもちろんICで管理していますので、部外者は立ち入れませんし、24時間の警備体制になっているので、部外者が侵入した場合は警備会社が駆けつけるという流れになっています。取調べのときは、警察官が被疑者を護送してきますので、基本的に危害を加えられるおそれというのは特段なく、一応取調室の机には緊急の呼出しボタンというものもあるのですが、使ったことはありません。まれに靴だとかスリッパを投げつけてくるような者もいるようで、そういうときは厳しく対処していこうというところだと思います。
- 家裁の場合には、一般の来庁者が自由に開かれた裁判所に入出入りされる中で、もしそういうトラブルがあった場合には、全ての方の安全が確保されるという二つの方向の配慮が必要になると、そこに難しさがあるわけなのですが、そのような観点については、法学者の視点からどうでしょうか。
- 開かれたところと安全確保という点はなかなか難しい問題であると思います。開かれているからこそ問題を招きやすいと思いがちかもしれませんが、むしろそうではなくて、開かれているからこそ問題になりにくいのかなとも考えられます。閉鎖的だ、ある一定の人が集まってくる、というふうに考えてしまうからこそ事件が起こってしまうのかなと考えます。例えば大学では

喫煙が今でも問題となっています。全学でたばこを吸ってはいけませんよ、ただしここでは吸っていいですよといった箇所を設けていますが、禁止にしますと吸いたくなるようで、非常階段や隠れたところで吸っています。逆にオープンにして、ここで広く吸えますよということを言いますと、反対にそのようなことが減ってくるということもあります。変に閉鎖的にするのではなく、もうちょっと開放することによりトラブルを逆に未然に防ぐことができるのではないかというのが個人的な感想となります。

- 今の点、メディアの視点から考えていかがでしょうか。
- 確かに抑えつけると逆にになってしまうのかなというのは感じました。離婚などでは、裁判所に来ることさえも怖いという方に、これだけの対処をしていますよというのを事前にお話ししてくださるといのは、相談に来る方も大変安心して来ることができるのではないかなとお話を伺って思いました。研修をしっかりとなさっているというのはすごいなと思います。私の職場でもよく苦情の対応に際し、最初から怒っているときはきちんと説明してもやはり聞いてもらえないところがあり、まず初動で相手の気持ちを汲み取る方法など、どう対処したら相手の方の興奮を抑えられるのかなどの点に関する専門家のアドバイスは、研修でないと学べないでしょうし、大切だなと思いました。警備の方というものは、常時は何人ぐらいいるのですか。調停がある日とかによって違うのですか。
- ◇ 事案によって警備の要員も違いまして廊下の前に1人配置することもありますし、場合によっては、事務局からも応援を受け対応しています。
- そこまで手厚くしていただくと安心だなという気がします。
- 家裁の場合、子連れの子連れの母親なども多いわけですけど、保護者目線からご覧になって、何かご意見はありますか。
- 大人の私でも今日は会議ということで初めて裁判所の建物の中に入ったのですが、やはり少し緊張するというか、こういう建物の中に一人の親とし

て入ってくるのは結構敷居が高いと思います。その中で争い事をしている相手方とお会いするというのもさらにまた緊張が増します。今日お話を伺いましたら、非常に細やかにいろいろ配慮してくださったり、相手方が障害者であったりすると玄関先まで出向いてくださるという、非常に人として温かい対応をしていただけるのだなというのを初めて知り、人の温かみが感じられれば安心することができるのではないかなという気はしました。

□ 女性目線というところでいかがでしょうか。

○ 私は、去年の3月に退任しましたが、家事調停委員を10年余り経験しました。主に離婚問題とか養育費とか、そういった家庭内の問題に関与したのですが、似ているけれども、どれも全部別、違うという感じと、それから一見何でもなさそうな事件でも意外と女性が思い詰めた精神状態でいて、パートナーの男性の一言で激高し、しばらく別室で休んでいただいたことや、録音機を持ち込もうとした方がいたことなど、想定外に小さい部分で気を使うという場面がたくさんありました。研修を受けたときは中立公平に両方からお話を聞きましょうと言われるのですが、やはりよく話してくださると時間が長くなってしまいます。そうすると、もう一方の調停時間が短くなってしまい自分は軽く見られていると思われてしまうなど、本当にいろいろ経験させていただきました。お話を聞くときの聞く側の態度というものが非常に重要だということと、言葉遣いやアプローチの仕方などが大切だと感じました。

□ ソフトな対応でいかに話を聞きながら和ませていくかというところがあるようですね。女性への配慮みたいなところについて、男女共同参画の視点からはいかがでしょうか。

○ 婦人相談所は、いわゆるDVの件数が大変多いので、相談も、頻繁に受けます。これにつきましては、私どもの事務所に相談したという事実がわかると、それをもってさらにひどいDVが出てきてしまうおそれがあるということで、照会に対しては有無も含めて一切答えていません。また、シ

エルターとしての婦人保護施設，場所は非公表なのですが，そちらにつきましては数年前に新築しまして，かなりセキュリティーレベルを高くし，周辺に複数の監視カメラを設置し，塀も高くしております。私どもの施設に電話をかけてくる人も多々見受けられるのですが，幸いなことに乗り込んでくることはここ数年ありません。また，裁判所とよく連携を図らせていただき，本人が望む方向でプライバシー追及のおそれがないように配慮しながら進めさせていただいているような状況です。

□ 家事事件，少年事件ともに関与されていらっしゃる委員の方は，いかがでしょうか。

○ 少年友の会の活動の一つに付添人活動というのがありまして，これは親がいない，あるいは親との関係が余りよくないということで，少年友の会に付添人を依頼されるようなケースがあります。先ほど少年事件の主任書記官から説明がありましたように，私どもも少年の付き添いをするところがあるのですが，それにより何か不安を感じた，安全確保の必要性を感じたというようなことはほとんどないです。一方で，調停委員として家事調停をしていますと，反対当事者のDVによる恐怖から，やはり調停で緊張してうまく話ができず体調を崩してしまうような方もいます。そのときには担当書記官に連絡をして対応していただきますので，大事に至らないことが多いのですが，非常に気を遣う部分ではあります。また，担当書記官が呼出時刻や使用する調停室について配慮しているということですので，私たちもそれを忘れずに，次回の調停期日における呼出時刻などに配慮しているつもりです。女性の中には出産間近の妊婦の方が来たり，生後二，三か月の子を連れた女性当事者が来ることがあります。そうしたときには場合により授乳室や，そのための部屋を確保しておいてくれるなど，裁判所のほうで配慮していただいていますので，調停そのものは安心して進めることができるのかなという気がしています。

□ 弁護士の視点からどうでしょう。

○ 弁護士としては、弁護士会の業務としての問題と、それから弁護士個人の法律業務の問題、2つありまして、弁護士会については例えば相談業務があり、相談業務の中でよく苦情があるのは、自分の思ったとおりの答えにならない、自分にとって不利なときに、やはり今までいろいろ思ってきたことが思いどおりにならないということで、担当の相談者にいろいろ苦情を言ったり、そのことを理由に出して弁護士会に文句を言うということがありますが、それはそのぐらいで収まります。それと、例えば弁護士の行った業務に対して懲戒権を弁護士会が持つのですが、その懲戒を申請した人が思いどおりにならないということで、インターネットに一方的に情報を流したりと、これはある意味どうしようもないと思います。そのような方も相手にせざるを得ないという問題があります。もう一方は、弁護士個人としての問題なのですが、これは家事事件の場合、どちらかというDVを受ける側からの離婚相談とかを受けます。それから親族間の紛争でもどちらかという攻撃を受けている側の代理に立つわけです。そうすると、逆恨みというか、ある意味で当事者に対する恨みというか、それを弁護士が受けることになります。どういうことがあるかという、例えば法廷での経験ですが、調停が成立せず訴訟になったのですけれど、いろいろ私に対する文句を言う、てめえ、終わった後ただじゃおかねえからなとか、そういうのは結構多いのです。親族間の紛争でも同じように嫌がらせを受けたりしたことがあるので、それに対しては個人的にはどうしようもないので、防犯カメラを備えて犯人を捕まえるような対策をせざるを得ないということです。それから、少年審判事件でも、これは最近ですが、少年に対して虐待していた父親から夜遅くに電話かかってきて攻撃的な言動があるということは結構経験することなのです。やはり対立当事者がいますので、これは弁護士の宿命で、それを弁護士がやらなかったら弁護士の意味がなくなってしまうので、やっていかなければなら

ない。ただ、その場合でも刺激しないようにしないと、例えばよくあるように事務所に来て自分や事務員に対して攻撃するということになるので、相手の出方に対する配慮が必要ですし、それに対する対策も必要です。場合によっては警察を呼んでの対応が必要になるかなと思います。代理人としてやっていて思うのは、やはりそのような攻撃側にも代理人がついてくると抑えてくれるので、安心なのですが、ほとんどの場合DVをする側とか攻撃側には代理人がつかないのです。ついても解任されたり、弁護士が逃げることもありますので、そういった問題があります。ある意味で弁護士の業務はこの来庁者の安全確保の一翼を担って、弱い者を保護する役目もあるのかなとは思っております。弁護士としては陰ではそういった攻撃を一身に受ける身なのだということはどこか片隅に置いていただければと思います。

□ ありがとうございます。開かれた裁判所の中で温かみといいますか、来庁者に思いやりのある対応をしつつ、万全の備えをして、裁判所に安心して来ていただけるように引き続き努力してまいりたいと考えております。次に、障害者配慮のテーマに移らせていただきます。障害者配慮についても自治体では様々な取組をされていると思いますが、いかがでしょうか。

○ 障害者配慮というテーマですので、1つお話をさせていただきたいなと思っておりました。皆さんこのオレンジのリングは御存じですか。これは認知症サポーター制度といって、認知症サポート研修を受けるともらえるリストバンドです。これをしていると認知症の知識が多少あるので、御相談に乗れますよ、手助けしますよということをおわかっていただくために持っているものでございます。これはオレンジキャラバンといった全国レベルで運動しているものですので、日本中どこでも行っています。また、裁判所でもどこの施設でも障害者に対する配慮ということで施設面など様々な取組があり、研修もされているということですが、宇都宮市でも障害者に対する理解を深める出前講座を行っていますので、障害福祉課に声をかけていただければ、研修

に伺いたいと思っております。

- 精神科の専門の立場からして障害者配慮のあり方に関して今日の説明内容で気づかれたところはございませんか。
- よく考えられているなというふうに思いました。特別に意見するところはないですが、病院自体もほぼ同じように対応しています。外国人の方もたまに受診されますが、通訳の方をお連れになってくる場合が多いですし、ない場合にはボランティアの方をお願いするようなケースもありました。
- 企業もかなり障害者に対する配慮をされていると思いますが、いかがでしょうか。
- サービス業の場合は裁判所でしているようなことをお客様への対応として行うと思いますが、1億総活躍ということで、みんながいろいろ何か役に立つような活躍、仕事をしましよという一方で、どんどん人口が減って労働力が不足している中、企業にとっても障害者の雇用というのは結構ホットな話題になっていまして、会議所などでも様々な研修を行っています。そうすると、関心が高いですね。勉強してきた私の経験ですが、障害者というのは障害の種類だけではなくて、一人一人ですべての対応の仕方とか求める支援のあり方というのが違うということがよくわかってきました。会社として従業員として雇い入れるときにどういうものが必要なのか、ハードとソフトと両方あるということに皆さん関心を高く持っていらっしゃいます。今日はお客さんへの対応ということでいろいろお話を聞きましたが、世の中全体にそういう意味のバリアフリーのようなものが進んできている感もありますし、こういうときだからこそもっと進めなければいけないのかなと思っています。直接、裁判所の対応についてどうこうというのはないですが、個々全然違うというのが大きな特徴かなと思っています。
- 高齢者や障害者への配慮のほか、成年後見的な視点ではいかがでしょうか。
- 先ほど、各種のお手伝い等をされているという話だったのですが、どこか

らお手伝いが始まるのか、つまり敷地内に入ったところではなくて、建物の中からスタートする制度になっているというふうに感じました。昨今の報道でもありますように、駐車場での事故はかなり多くあるわけです。特に高齢者が問題になっていますが、そのような方の来庁に備えて、敷地に入るところから配慮を始めるといったことを進めてはいかがでしょうか。また、障害者というところと話は別になってしまうかもしれませんが、最近ではトランスジェンダーがかなり問題となっています。お手洗いについてはかなり進んでいるなと感じましたけれども、私の大学でもそうですが、心の性別と体の性別が違う方へのトイレの配慮というのは進めていかなければならないのかなど、これは本当に障害者ではないのですが、そのような点についても少し考えていく機会になるのではないかと感じました。

□ バリアフリーの問題など報道でもいろいろ取り上げられていますが、メディアの視点からいかがでしょうか。

○ お話に出ていましたが、一人一人の対応が違うというのは取材していても思う点ですし、身近にそういう方がいれば、特別なことではなくて、日常生活の中で様々な気遣いとかもできるようになると思います。配慮が行き届かないことをなくすためにも、宇都宮市から講師を招いて勉強したり、それぞれの意識が変わってくるというのも大事です。個々の職員の方の意識ももちろんなのですが、相談に来られる方の意識も啓発されれば順番をちょっと早めますとか、特別な対応をしたときも快く合理的配慮と納得してくれると思うので、バリアフリーというのをここだけでなく全部に広げていけるのが理想だなと思いました。裁判所の対応としては、皆さんもおっしゃっていましたが、できることをしっかりなさっているなという気がします。

○ 今、御説明を伺って、いろいろ行っているのだなと思いました。実は私は障害児を対象にした事業所の管理者をしています。自閉症スペクトラム系のお子さんやADHDのお子さんがお母さんと入ってくる施設なのですが、

そういったお子さんの保護者の方の中にもやはり少し特性の強い保護者の方がいらっしゃいます。決してその方が障害者ではないのですけれど、一般のお父さん、お母さんでも怒りのコントロールが難しかったり、どちらかという視覚優位、目で見える情報のほうが頭に入って、話し言葉はなかなか入らないという保護者の方がいらっしゃったりします。事前に予告してさしあげる、今日はこういったスケジュールで、午後ちょっとお話を伺う時間をいただきますねということをお子さんに必ず朝説明をすとか、今日の1日の流れはこんな感じですよということをお子さんに向けて説明しているのですが、実は保護者の方にも説明をして、1日の流れをしっかりと把握してもらっている。そのようにして混乱を来したりしないように配慮しています。それから、時計も普通の大人の時計だけではなく、これも子供向けにですが、真っ赤な状態から、どんどん赤い部分が減っていき、1時間経つとピピッと鳴るという、時間を視覚的にアプローチするような時計もあり、時間の流れを把握しやすくするような配慮もしております。子供に対してですけど、実は保護者に対してというところもありますので、もし何か御参考になればと思いました。

□ 大変参考になりました。相談施設では、どのように障害者への配慮を行っていますか。

○ 最近、高齢者の方のDVも多いものですから、特別に部屋を作りまして車椅子でも対応できるようにし、普通は食堂を全部2階に集中させているのですが、そのような方の部屋だけは1階にし、エレベーターを使わなくてよいように、食堂も近くに配置するなどしています。私どもはあくまでもシェルターであり、職員がその辺のノウハウを持っているわけではないので、マンパワーとして福祉の心で対応しているというのが現状です。

□ 弁護士の視点からいかがですか。

○ 寄りかかり役ということで、先ほどお伺いした中で、待合室が狭くて車椅子で入れないという、車椅子だけではなくてほかの障害者も入りづらいのか

なというふうに感じるのです。待合室に入れない場合は調停室も使用することができるとことを話されていましたが、必ずしも空いているとは限らないと思うのですが、空いていないときはどういう配慮をされているのでしょうか。

◇ それについては、調停室が空いていない場合は、調査官が使用する調査室というのがありまして、そちらが空いていればそちらを使うようにしております。

○ 今後の課題になると思うのですが、待合室は車椅子の対応になっていないので、今後、改装などをする際にはやはりそういう対応は必要だと思います。そのような物理的な配慮を前提としつつ、人的にサポートしたりというところでしょうが、そこは頑張っているなというふうには感じています。

□ 調停委員をされている方で、障害者の関係で御苦労されたり、気を遣ったようなところはどのようにでしょうか。

○ 車椅子を使う方とか、それから目の不自由な方の調停を担当したことがあります。そのようなときには、より丁寧な対応が必要だろうなどは感じています。目の不自由な方の調停を担当したときですけれども、全盲の方ではなかったものですから、1人で登庁されまして、1人で退庁されたのですが、一緒に調停をしている女性の調停委員がバス停まで送りましょうと言って送ったようなこともありました。それが調停委員のすることなのかどうか、ちょっと疑問はありますけれども、そのときはよしと判断して、そういったこともしました。

□ 検察庁はいかがでしょう。

○ 事件の関係でも被疑者が障害者という場合があります。例えば身体的な障害者で車椅子に乗っている方でも留置施設に入ることもあります。留置施設で、車椅子に乗っているような方であれば、留置の担当の警察官が介助して、トイレだとかシャワーだとかの配慮はしていると思います。知的障害者、

例えば軽度な知的障害者の取調べをすることがありますけれども、やはり調書をとるときはきちんと内容を理解しているのかどうか、この子は知的障害だから反応が鈍いのか、それとも単なる性格によるものなのか、そういうところを慎重に判断して、しっかりと内容が理解できるのかどうかというのは気にかけて調書をとっています。また、精神障害の関係で、覚醒剤を使い過ぎて、覚醒剤の後遺症ということで統合失調症になっているような方が、コンビニエンスストアで缶ビールをケースから盗って、その場で飲み、その後捕まったようなケースで、刑務所に入りたかったから飲みましたというようなことを言っている方だった場合、その人は前の刑務所では壁に頭を打ちつけるような異常行動をとったり、取調べの中でも少し様子がおかしい言動があるので、こういう方にはやはり刑罰よりも治療を優先したほうが良いと判断して、例えば起訴するのではなく、措置入院という形で、自傷他害のおそれがあるということで、病院に入院させるというような判断になることも多いと思います。配慮といいますか、取扱いという形ですけれども、検察庁でもそのようなことをいろいろと考慮して執務に当たっているところであります。

□ 来庁者の安全確保、障害者配慮、いろいろ各委員から貴重な御意見を賜ったわけですけど、上席裁判官のほうで何か感想はありますか。

○ 貴重な御意見をありがとうございます。私も家事事件、特に調停を担当させていただきましても、昨今の家事事件というのは多かれ少なかれ何か起きる可能性というのは多分に含んでいます。だから、常に緊張している状態、一線に立つ調停委員はもちろんなのですが、普通の事件だと思いつつも、何か起きる可能性を含んでいるという、非常にそういった緊張をしながら事件に取り組んでいるところでございます。そういった意味で我々はある程度何か起きても、あるいは何か起きちゃいけないという予防線を張った上でいろいろ執務に取り組んでおりますので、今回の皆さんの御意見を参考にしな

がら、またよりよい家事事件の対応を目指していきたいと思っております。
ありがとうございました。

□ 各委員から大変貴重な御意見，御教示いただきまして，まことにありがとうございました。御意見を踏まえて，今後一層来庁者の安全確保，障害者配慮についての裁判所としての日々の取組を強化し，改善してまいりたいと考えております。

5 次回のテーマ

「成年後見制度の現状と今後のあり方について」とする。

6 次回期日

平成31年11月29日（金）午後2時から4時まで

以 上